

神奈川県開発許可事務処理要項の一部改正の概要

1 改正の背景及び理由

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、盛土等による災害から国民の生命・身体を守り、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、令和4年5月、「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、法律名称も「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」となった。

本県では、令和7年4月1日に盛土規制法に基づく規制区域を指定告示し、宅地造成等の工事に係る規制を開始することとしていることから、「宅地造成等規制法」を引用している神奈川県開発許可事務処理要項の規定の一部を改正するとともに、その他所要の改正を行う。

2 改正の内容

神奈川県開発許可事務処理要項を次のように改正するとともに、様式の一部について所要の改正を行う。

新	旧
第1～第26 (略)	第1～第26 (略)
第27 擁壁の構造は、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条から第12条</u> までに定める基準に適合するものとする。	第27 擁壁の構造は、 <u>宅地造成等規制法施行令第6条から第10条</u> までに定める基準に適合するものとする。
第28～第33 (略)	第28～第33 (略)
第34 法第33条第1項第6号の規定に基づく予定建築物の用途は、別表 <u> </u> の小分類の具体例に基づき該当する中分類の用途を記入するものとし、次の基準に適合して配分するよう指導するものとする。 (1)～(2) (略)	第34 法第33条第1項第6号の規定に基づく予定建築物の用途は、別表 <u>〈154ページ〉</u> の小分類の具体例に基づき該当する中分類の用途を記入するものとし、次の基準に適合して配分するよう指導するものとする。 (1)～(2) (略)
第35～第41 (略)	第35～第41 (略)
第42 省令第60条の規定による証明書交付申請に要する書類は、細則第20条の規定による開発行為又は建築に関する証明書交付申請書〔 <u>第15号様式</u> 〕のほか、案内図、配置図、平面図及び第 <u>7</u> 表の左欄に掲げる申請者の職業に応じ当該右欄に掲げる書類を添付するものとする。 また、申請者の職業が、第 <u>7</u> 表の左欄に掲げるもの以外の職業である場合は、適切な書類を添付させるものとする。	第42 省令第60条の規定による証明書交付申請に要する書類は、細則第20条の規定による開発行為又は建築に関する証明書交付申請書〔 <u>様式15</u> 〕のほか、案内図、配置図、平面図及び第 <u>8</u> 表の左欄に掲げる申請者の職業に応じ当該右欄に掲げる書類を添付するものとする。 また、申請者の職業が、第 <u>8</u> 表の左欄に掲げるもの以外の職業である場合は、適切な書類を添付させるものとする。
第43～第46 (略)	第43～第46 (略)

3 施行日

令和7年4月1日